

2022年度事業計画

I 基本方針

1 福祉サービス第三者評価事業をめぐる動向

福祉サービス第三者評価事業は2001（平成13）年に開始して以来、約20年が経過した。この間、評価基準の見直しや評価対象事業の拡大、社会的養護関係施設における受審義務化などの様々な取組みが行われてきたが、受審率の伸び悩み、都道府県推進組織における体制や取組み状況の差異、評価機関の体制強化や評価調査者の資質の向上など、様々な課題が指摘されている。

そういった中で全国社会福祉協議会は2022（令和4）年3月に「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて～福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書～」を取りまとめ、今後の方向性を明示した。それを踏まえた今後の第三者評価事業の見直しに向けた議論の進展が期待される場所である。

2 私たちの取組み方針

私たちは上記の課題認識に基づき、評価調査者の資質の向上を図るとともに第三者評価事業の有効活用に向けた取組みを進め、評価活動の健全な発展に寄与していく。

具体的には、全国社会福祉協議会を始めとする関係機関との連携を深めながら、研修の充実や都道府県推進組織等への積極的な講師派遣による評価調査者の資質向上、調査研究による第三者評価事業に関する課題の整理と改善策の提言などに取り組んでいく。

また、事業活動を通じた会員の拡充と相互交流により組織基盤の強化に努めていく。

II 事業活動（定款の定めに基づく整理）

1 評価調査者の研修事業（定款第4条の1）

① 第1回 6月11日

テーマ：新たな福祉サービス第三者評価に生まれ変わるには

－「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告」を踏まえて－（仮）

② 第2回 7月23日

テーマ：放課後児童クラブの評価基準のポイント（仮）

③ 第3回 9月頃（テーマ未定）

④ 第4回 11月頃（テーマ未定）

2 第三者評価に関する調査研究（定款第4条の2）

「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」
（厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業に応募）

3 調査評価者のための全国研究大会（定款第4条の3）

評価調査者が相互に知見を発表する場として全国研究大会を開催する

4 講師の派遣（定款第4条の4）

全国社会福祉協議会及び都道府県推進組織、評価機関等が実施する研修に対し、積極的に講師を派遣する

5 会員相互の学び、交流（定款第4条の5）

- ・ ホームページの充実やEメールによる計画的な情報発信（事業活動報告、関係機関の情報の提供など）
- ・ 会員等からの相談への対応

6 関係機関との連携（定款第4条の6）

厚生労働省、全国社会福祉協議会・福祉サービスの質の向上推進委員会、都道府県推進組織等との連携・協力を進める（意見交換等の実施、委員会委員就任、研修講師など）

7 そのほか、本会の目的に沿った事業（定款第4条の7）

上記のほか、本会の目的に沿った事業を適宜実施する

Ⅲ 組織活動

1 会員

パンフレット配布の徹底等による会員加入促進（事務局との情報共有）

（目標120人・2022年3月31日現在の会員数105人）

- ・ 主催研修での積極的な加入促進
- ・ 全社協、都道府県研修での講師受任の機会での積極的な加入促進

2 定時総会

2022年6月11日（土）午後1時30分

- ・ 2021年度事業報告・決算
- ・ 2022年度事業計画・予算
- ・ 任期満了に伴う理事および監事の選任 ほか

3 理事会

本会の適切な事業運営及び予算執行を行うため適宜理事会を開催する（年4回程度）。

第1回 4月17日（日） 午後1時

第2回 6月11日（土） 午前11時30分

第3回 10月

第4回 2月

4 委員会と担当理事（「Ⅱ事業活動」欄の再掲）

① 研修委員会

講師派遣、講師リスト作成、研修テキスト開発 など

② 企画委員会

調査研究の企画および実施、全国研究大会の企画および実施 など

③ 渉外委員会

ホームページの作成および活用、広報活動 など

5 事務局

① 会員の管理及び会費の管理

② パンフレットの作成、ホームページの運営

③ 各種事業にかかる実務

④ 会計業務

⑤ 担当理事、委員会のフォロー（進捗状況の把握など）

⑥ 諸規程の整備